

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において選挙制度に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類3件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が実情に即さないものになり、最近における公務員給与の改定、物価の変動等を勘案して、執行経費の基準を改定しようとするものである。

委員会においては、今回の改定で超過負担解消の有無、阪神・淡路大震災地域における地方選挙実施への支障、基準額改定への地方からの要望、最高裁判官国民審査における視覚障害者の点字投票などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期するなどの措置を講じようとするものである。

その内容は、統一地方選特例法で、平成7年4月9日及び23日に行うとされている選挙期日に選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村又はその市町村を包括する府県の任期満了による選挙期日は、平成7年6月11日とすることなどである。

委員会においては、本法律案が憲法第95条の地方自治特別法の規定に抵触の有無、今回の立法形式をめぐる問題、議員及び長の任期が4年を超える問題点、投票のための職員と投票所の確保、被災者の投票権を保障するための努力などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月15日（水）（第2回）

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第42号) について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第42号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年3月8日(水) (第3回)

- 阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産
反対会派 なし

○平成7年6月14日(水) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第167号外2件を審査した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第42号)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 3 政見放送公営費及び経歴放送公営費を算定種目に加える。
- 4 ポスター掲示場の経費の額について、その算定の単位を候補者数ではなく掲示場の区画数とする。
- 5 この法律は、公布の日から施行する。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 選挙の期日

- (1) 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（その区域の全部又は一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）及び指定市町村の区域を包括する府県（以下「指定府県」という。）に限る。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、平成7年6月11日とする。
- (2) (1)に掲げる指定市町村又は指定府県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が一定の期間に生じた場合においても、当該選挙の期日は、平成7年6月11日とする。
- (3) (1)による指定をしたときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。
- (4) (1)による指定に当たっては、自治大臣は、あらかじめ当該府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないものとし、当該府県の選挙管理委員会が自治大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

2 任期の特例

1の(1)に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、平成7年6月10日までの期間とする。

3 その他

- (1) 1により行われる各選挙については、公職選挙法第119条の同時選挙の規定を適用するものとする。
- (2) この法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※ 4 2	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	7. 2. 13	7. 2. 13	7. 2. 15 可 決	7. 2. 17 可 決	7. 2. 13 (予備) 公選法 調査特委	7. 2. 28 可 決	7. 3. 2 可 決	
6 6	阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	3. 8 可 決	3. 8 可 決	3. 3 公選法 調査特委	3. 7 可 決	3. 7 可 決	